

# 令和元年度 新潟市新津地区勤労青少年ホームの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	新津東部コミュニティ協議会
評価対象の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄
1 利用時間等	○	平成25年度から指定管理者として、協定書に基づき適正に管理運営に取り組んでいます。令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用の自粛を呼びかけたこと等から利用者数の減少がありましたが、利用者への説明と周知を行い混乱なく運営しました。また、緊急時に迅速に対応できるように、マニュアル及び連絡網が整備されており、利用団体も含めた救命救急講座を開催するなど利用者への危機管理に対する意識啓発も行っています。
2 適正な人員配置	○	
3 施設の貸出	○	
4 管理運営に関する基本方針	○	
5 案内等の対応と接遇	○	
6 要望や苦情等への対応	○	
7 緊急体制(事故、救急等)	○	

## 2.事業 (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄
1 地域貢献活動	○	「夏休みわくわく講座」や「囲碁大会」など地域住民の活動拠点として施設を活用しました。
2 情報提供	◎	
3 雇用・労働	○	
4 サービス向上の観点	○	

## 3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄
1 建物保守管理等	○	この施設は昭和58年に開設されており、施設の修繕など手がかかりますが、外壁、駐車場等施設全般について、定期的に安全確認を行い、異常がある場合には迅速に報告がなされています。利用者の要望を受け、計画的に設備を整備するなど利用しやすい環境づくりを実施しています。また、備品の紛失・故障などないか定期的に確認を行って適正な管理に努めました。管理記録も整備されていました。
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	○	
5 修繕	○	
6 再委託	○	
7 災害等への対応	○	
8 関係団体、地域との連絡調整	◎	
9 管理記録	○	

## 4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄
1 管理経費等の縮減	◎	猛暑による光熱水費の使用量の増加がありましたが、継続して経費の縮減に努めています。
2 利用料金	○	
3 利用者増等	○	

## 5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

現地調査日:令和2年5月27日

指定管理者である新津東部コミュニティ協議会は、当該施設の利用者が地域外の方や年齢層が幅広くある中で、利用者からの多様な意見に対応し、利用しやすい環境づくりに努めています。また、古い施設であるため大小さまざまな修繕が必要とされていますが、指定管理者で修繕可能な所はすぐに対応するなど、十分な施設管理を行っています。利用者の事を考え、施設を大切に管理運営しており、指定管理者として「優良」と評価しました。

### ※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

### ※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 秋葉区役所地域総務課 企画・地域振興グループ 0250-25-5670(直通)